

## カワウ

*Phalacrocorax carbo* (ファラクロコラクス・カルボ)

## 1. 生物学的特性

体長約 80 cm、体重約 2 kg。ペリカン目ウ科。水辺に近い林の樹上に小枝等を組んだ巣を作る。群性が強く、林をねぐらとし、繁殖期にはコロニーを作って繁殖する。また、行動範囲が広く、1日で 10-20km を移動することや季節的に移動することが知られている。現在、全国で生息が確認されており、2004 年には、41 都道府県 227 箇所のねぐらが確認され、このうちの 30 都道府県 78 箇所でコロニーが確認されている。

ほぼ 1 年中繁殖し、産卵期は初秋から初夏まで長期にわたる。一夫一妻制で雌雄ともに巣材を運び、抱卵や育雛も雌雄で行う。1 巣卵数は 3 ~ 4 個。27 ~ 31 日で孵化する。ヒナは孵化後 30 ~ 45 日で巣立。

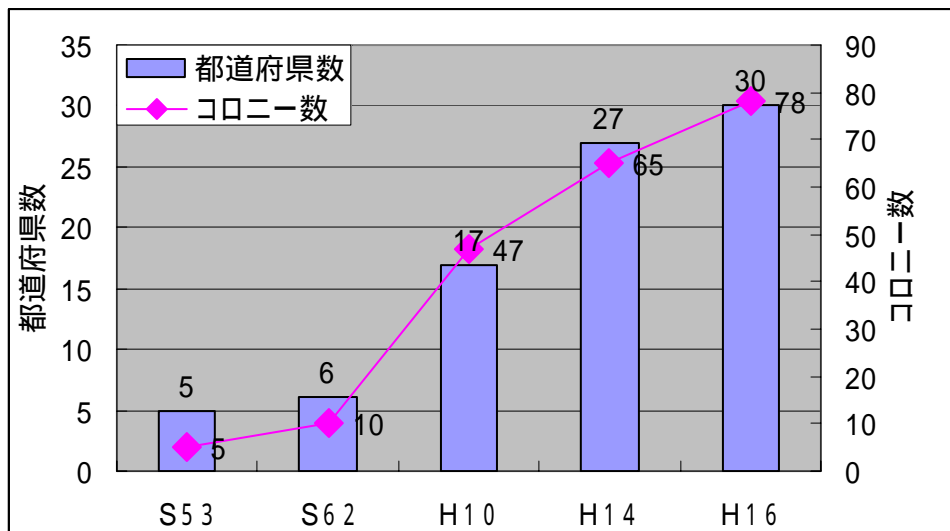
内陸の淡水、河川、湖沼に生息し、その近くの林で繁殖し、1 年を通じて群れで生活する。食性としては、たくみな潜水能力で魚類や甲殻類を捕食する。

## 2. 生息状況

## 【分布】

- ・ ~ 1950 年代：本州以南の内陸部も含めた広い範囲に分布
- ・ 1960 年代 ~ 1970 年代：水質汚染等、採食環境の変化により、分布域縮小
- ・ 1980 年代 ~ : 分布域は全国に拡大。25 年間でコロニーの数は 15 倍

(1)環境省調査によるコロニーの分布状況



(2)カワウの自然環境保全基礎調査結果

|  |
|--|
| <p>自然環境保全基礎調査（鳥類繁殖分布調査）における繁殖ランクの定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A 繁殖確認</li> <li>・B 繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性はある</li> <li>・C 生息を確認したが、繁殖については、何ともいえない</li> </ul> |
|--|

カワウの繁殖区画変化

カワウは、全国の内水面や海岸で広く生息している種であるが、第2回基礎調査に比べて、大幅に分布域が拡大している。

|  |        |
|--|--------|
| 全国繁殖区画変化（第2回 [ 1974年-1978年 ] 第6回 [ 1997年-2002年 ] ） |        |
| A ~ C の合計区画数の変化                                    | 変化率(%) |
| 5      62  | 1240   |

カワウの繁殖区画数及び頻度

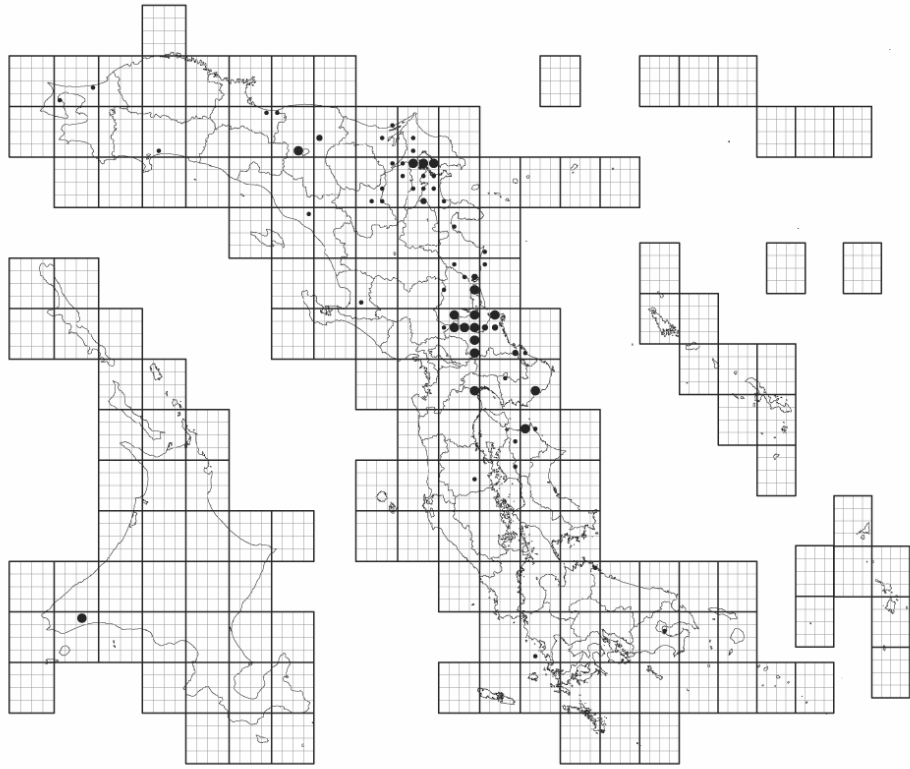
約20年前に比べて、総区画数が5区画から62区画になり、12.4倍に拡大している。地域的には、特に東北南部、関東、近畿、四国地方で分布が拡大している。

| 調査                   | A ~ C の合計          | Aランク               | Bランク               | Cランク               |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第2回<br>[1974年-1978年] | 5<br>(1区画 / 203区画) | 3<br>(1区画 / 338区画) | -<br>(1区画 / 0区画)   | 2<br>(1区画 / 507区画) |
| 第6回<br>[1997年-2002年] | 62<br>(1区画 / 16区画) | 17<br>(1区画 / 60区画) | 6<br>(1区画 / 169区画) | 39<br>(1区画 / 26区画) |

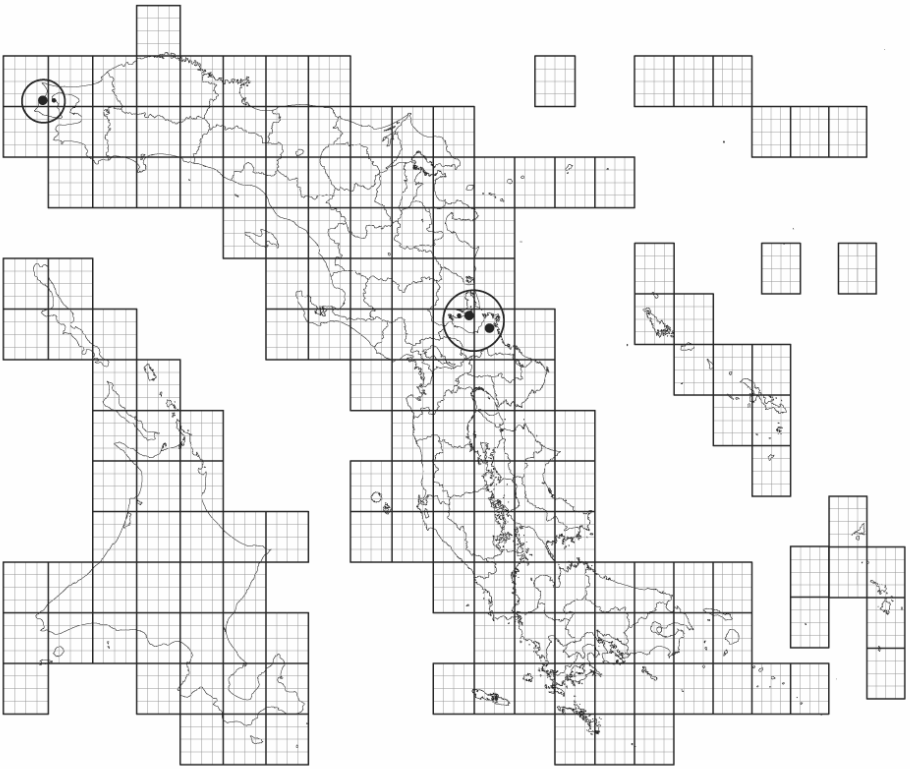
上段は、各繁殖ランク別の区画数

下段( )書きは繁殖区画の出現頻度(沖縄及び島嶼部を除く全国の総区画数(1013)で各繁殖ランク別の区画数を除した数値)

1997年—2002年      メッシュ数    A=17    B=6    C=39



1974年—1978年      メッシュ数    A=3    B=0    C=2



### 3. 捕獲動向

捕獲数は1980年代から徐々に増え、近年急激に増加。

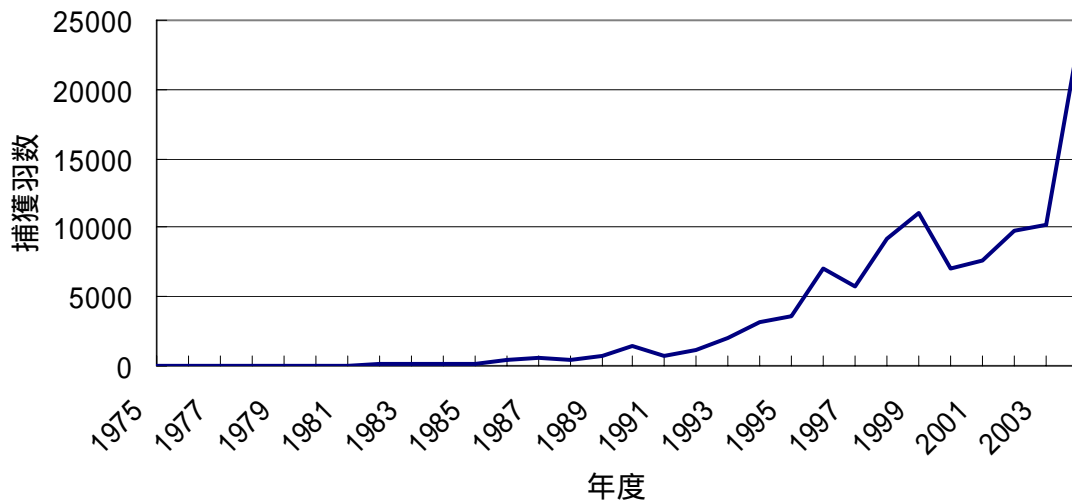


図 有害鳥獣捕獲による捕獲数の推移（鳥獣関係統計より）

### 4. 被害特性

内水面においてアユ、ウグイ、フナ等の放流魚の食害、ねぐらや営巣地ではカワウの糞による樹木の枯死が問題となっている。

#### カワウによる魚類の被害（捕食）の試算

茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都6県がカワウによる魚類捕食の被害を試算している。

カワウによる被害額あるいは捕食額を試算するに当たっては、その「被害・捕食」をどのように捉えるかの問題があるが、基本的には各都県とも

- ・  $\text{〔飛来数} \times \text{カワウ1羽一日当たりの捕食量} \times \text{魚種別捕食割合} \times \text{魚種別単価〕}$

なる計算式で試算している。従って、その試算された被害（捕食）額が一定の評価を得るためには個々の数値が客観的に算出されたものでなければならないが、これは必ずしも容易でなく、現状では各都県の実情に応じた試算となっている。なお、この場合のカワウ1羽一日当たりの捕食量については、いくつかの研究報告から各都県とも500gを用いて試算している。

| 都 県  | 被害試算額（万円） | 内 容  |
|------|-----------|--|
| 茨城県  | 約 8,300   | ・冬季 約 7,179 万円(上位種ウグイ、フナ)<br>・春～秋期 約 1,108 万円(上位種アユ)<br>( 2001 年 11 月～2002 年 3 月の調査を基に試算)                |
| 栃木県  | 約 21,600  | ・アユ及びウグイの捕食量、単価を用いて試算<br>( 2000 年～2001 年の調査を基に試算)  |
| 埼玉県  | 約 37,800  |  |
| 東京都  | 約 7,900   | ・アユ、ウグイ、ニジマス、ヤマメを対象魚として試算<br>( 1999 年 11 月～2000 年 10 月の調査を基に試算)  |
| 神奈川県 | 約 3,300   | ( 1999 年～2000 年の調査を基に試算)   |
| 山梨県  | 約 700     | ・アユを対象として試算<br>( 2002 年 3 月の調査を基に試算)   |
| 長野県  | 約 6,600   | ・アユ及びウグイを対象として試算<br>天竜川水系 5,345 万円<br>木曽川水系 558 万円<br>信濃川水系 704 万円<br>( 2001 年 11 月～2002 年 10 月の調査を基に試算) |

ただし、カワウの飛来数から推定した捕食量をそのまま漁業被害として、カワウが原因となる漁業収益の減少額（被害額）とすることについて、慎重な声もある

〔出典：「内水面生態系管理手法開発事業報告書」（水産庁）〕

## 5．広域保護管理

カワウは、広域に移動することから 1 つの都府県だけの取組では効果が得られないため、2005 年から以下の地域において、広域協議会を設置し、広域管理の取組を始めている。

関東カワウ広域協議会（2005 年 4 月発足）

構成員：環境省、水産庁、国土交通省、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県（東部）、全国内水面漁連  
日本釣振興会、漁業協同組合、日本野鳥の会

2005 年 11 月に「関東カワウ広域保護管理指針」を作成し、これに基づき、2006 年 4 月に 69 漁協の協力を得て、ロケット花火、かかし、等による一斉追い払いを実施し、飛来数が 20%減少

中部近畿カワウ広域協議会（2006 年 5 月発足）

構成員：環境省、水産庁、林野庁、国土交通省、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県（西部）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、全国内水面漁連、日本釣振興会、漁業協同組合、日本野鳥の会

2007 年 3 月に「中部近畿カワウ広域保護管理指針」を作成

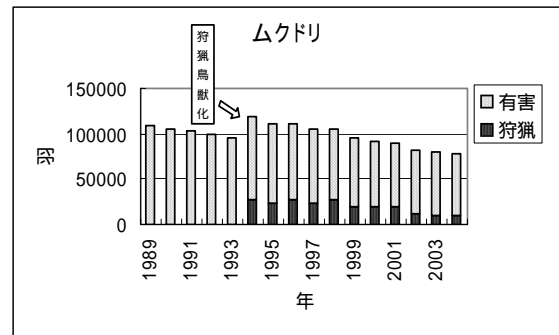
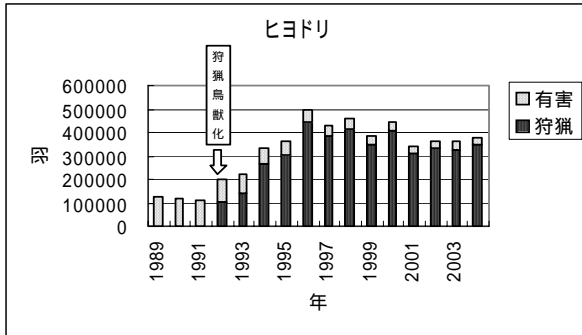
## 6. カワウを狩猟鳥獣化することによる効果

狩猟期間中(11月~2月)は、迅速に捕獲に対応でき、かつ、アユ等の放流時期(4月~5月)前に捕獲による圧力を加えることにより、放流場所からカワウの忌避効果が期待できる。

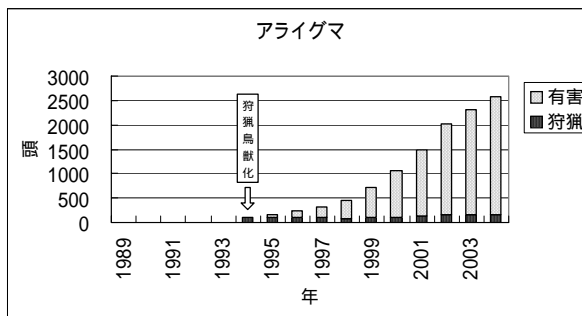
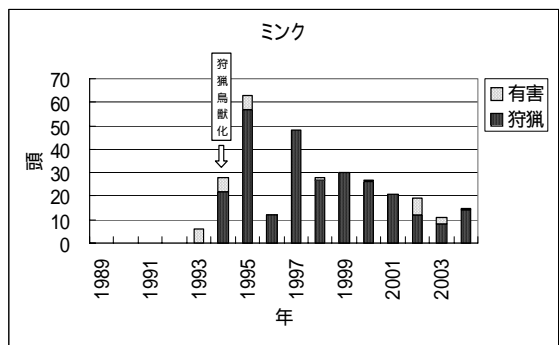
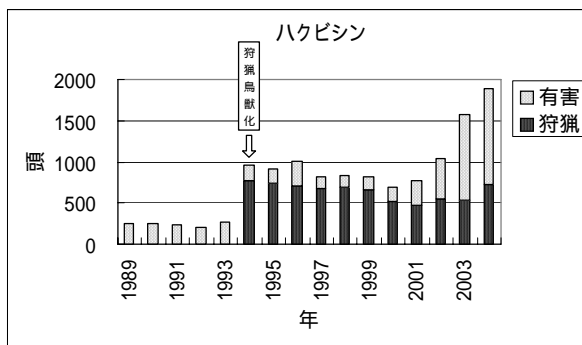
カワウは、冬に沿岸部の魚類が深場に潜るため、餌を取りにくくなり、内陸部の内水面等に移動すると考えられている。この時期に狩猟によるカワウへの捕獲圧力をかけることで、さらに、内水面でも餌が取りにくくなり、体内脂肪の蓄積が少なくなり、繁殖率の減少が期待できる。

近年、狩猟鳥獣化した鳥獣の捕獲の推移 (1994年狩猟鳥獣化)

### 鳥類



### 獣類



## カワウに関する狩猟規制の変遷

明治 25 年の狩猟規則の制定に伴う狩猟禁止鳥獣の指定には含まれず、その後の変更時にも追加されなかった。

大正 7 年の狩猟法の制定に伴う狩猟鳥獣の指定に含まれた。（「ウ」として指定）

「ウ」として狩猟での捕獲数は、多い年は昭和 17 年 1 万 1 千羽、最後の昭和 21 年は 7 千羽にのぼっている。

昭和 22 年の施行規則の改正に伴い、狩猟鳥獣の指定から除外された。